

平成 22 年度小林市健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	13.7	114.9
(12.77)	(17.77)	(25.0)	(350.0)

1. 実質赤字額及び連結実質赤字額は生じていない。
2. 括弧内の数値は早期健全化基準の比率である。

平成 22 年度小林市資金不足比率

会 計 の 名 称	資金不足比率 (%)
小林市水道事業会計	—
小林市立病院事業会計	—
小林市簡易水道事業特別会計	—
小林市食肉センター事業特別会計	—
小林市農業集落排水事業特別会計	—
小林市下水道事業特別会計	—
小林市宅地分譲事業特別会計	—

1. 各会計とも資金不足額は生じていない。
2. 公営企業ごとの資金不足比率に対する経営健全化基準は 20 % である。

【参考資料】

(1) 健全化判断比率

$$\textcircled{1} \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

* 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示しています。

$$\textcircled{2} \text{ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

* 全会計を対象とした実質赤字額（または、資金の不足額）の標準財政規模に対する比率を示しています。

$$\begin{aligned} \textcircled{3} \text{ 実質公債費比率} \\ & (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ & = \frac{(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \end{aligned}$$

* 一般会計等が負担した元利償還金・準元利償還金の比率を示しています。

$$\begin{aligned} \textcircled{4} \text{ 将来負担比率} \\ & \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) \\ & + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \\ & = \frac{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \end{aligned}$$

* 一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の比率を示しています。

将来負担額は、イ～チの合計になります。

- イ 一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額
- ニ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$(2) \text{ 資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

* 公営企業ごとの、「資金の不足額」の「事業の規模」に対する比率を示しています。

(3) 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の基準値について

「健全化判断比率」が、「早期健全化基準」を超えた場合は、「財政健全化計画」を、「財政再生基準」を超えた場合は、「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経て、総務大臣に報告しなくてはなりません。

また、公営企業においては、「資金不足比率」が「経営健全化基準」を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経て、総務大臣に報告しなくてはなりません。

なお、小林市においては、以下の基準になります。

(単位：%)

	健全化判断比率				資金不足比率
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
早期健全化基準	12.77	17.77	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	35.00	35.0		
経営健全化基準					20.0